

## 和歌山県監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月3日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 吉 井 和 視  
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

### 1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

### 2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

### 3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
海草振興局	令和8年2月12日
和歌山県税事務所	〃
和歌山県中央児童相談所	〃
和歌山県DV相談支援センター	〃
和歌山県障害児者サポートセンター	〃
和歌山県公営競技事務所	〃
和歌山県工業技術センター	〃
和歌山下津港湾事務所	〃

### 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。  
なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

#### (1) 指摘事項

なし

#### (2) 注意事項

##### ア 海草振興局健康福祉部

(ア) 複写機（複合機）賃貸借契約について、支出予定総額が80万円を超えるにもかかわらず、オーブンカウンターで処理している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 備品の管理において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 不用品処分調書による決定をしていなかった事例

b 備品の現在高と現物との照合を行った結果、現物確認できない備品があった事例

##### イ 海草振興局建設部

(ア) 不法に占用されている河川敷地について、不法占有者に対して厳正に対処されるとともに、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。

(イ) 不法に占用されている廃川敷地について、適正に対処されたい。

(ウ) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

##### ウ 和歌山県公営競技事務所

(ア) 令和5年度分の消費税及び地方消費税の確定申告について、法定申告期限までに申告書を提出

しなかったため、無申告加算税及び延滞税が発生していたので、今後は、このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山下津港湾事務所

損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。